

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 イナトミ セツビ 稲富設備
 住所 〒631-0806 奈良県奈良市朱雀五丁目1番地の1 平城朱雀第2住宅56-104
 代表者氏名 イナトミ マサト 稲富 将人
 電話番号 0742-72-0166
 FAX番号 0742-72-0166
 メールアドレス inatomisetsubi@outlook.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 稲富設備
住 所 奈良県奈良市朱雀5丁目1番地の1
平城朱雀第2住宅56-104
代表者氏名 稲富 将人



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	稲 富 設 備
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 631-0806 住所 奈良県奈良市朱雀五丁目1番地の1 平城朱雀第2住宅56-104 電話番号 0742-72-0166 F AX番号 0742-72-0166 メールアドレス inatomisetsubi@outlook.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
稲富 将人	第240313号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	1	
	塩ビカッター	VC-34ED (13~25用)	2	
	塩ビカッター	VC-47ED (13~40)	2	
	パイプカッター 電子セーパソー	219-N CR13VBY2	2 1	
管の加工用機械器具	パイプねじ切り機 やすり	1/4~2インチ	1	
		300平型判丸型	1	
管の接合用の機械器具	トーチランプ パイプレンチ スパナ	ガスボンベ式	3	
		13mm~100mm	1	
			3	
水圧テストポンプ	手動式テスト	T50KP	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号
イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 稲富設備

住 所 奈良県奈良市朱雀五丁目1番地の1

平城朱雀第2住宅56-104

代表者氏名 稲富 将人



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

住民票

氏名	稲富 将人				住民票コード	省略
					個人番号	省略
旧氏					住民となった年月日	平成17年 8月16日
生年月日	昭和56年 5月19日	性別	男	続柄	省略	
住所	奈良県奈良市朱雀五丁目1番地の1 平城朱雀第2住宅56-104			本籍	省略	
世帯主	省略			筆頭者	省略	
平成22年 6月22日 奈良県奈良市朱雀五丁目5番地の12 エクセランス朱雀101から転居 平成22年 7月 2日 転居届出						

31北部第 8092号 01/01

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 2年 1月 8日

奈良市長

仲川 元庸



第二四〇三一二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

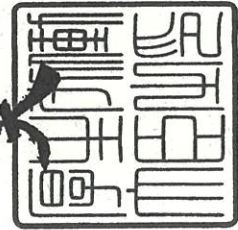
氏名 稲富 将人

昭和五十六年五月十九日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十九年二月二十日

厚生労働大臣 柳澤 伯





朱雀5街区公園

朱雀5

横井歯科

まえた医院

清水内科

戸尾歯科

平城朱雀第1住宅

平城朱雀第二住宅

朱雀小

文 10

平城東中

文

朱雀5丁目

東急トエルアルス高の

朱雀6

朱雀医療ビル

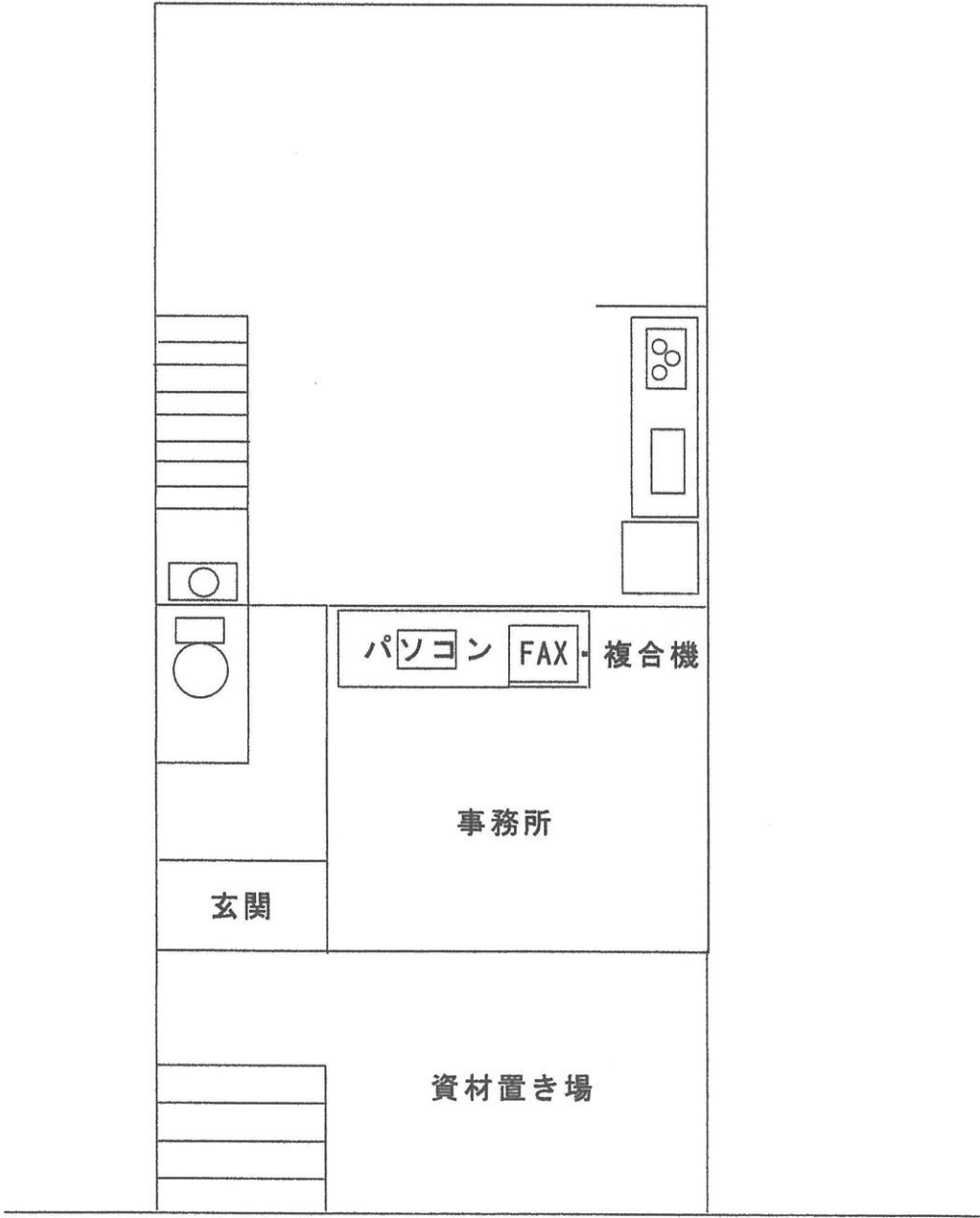
朱雀6児童公園

左京2児童公園

平城左京2集会

塩谷内科

左京2





場 所 奈良市朱雀5-1-1-56-104.

稲富設備

撮影個所・状況

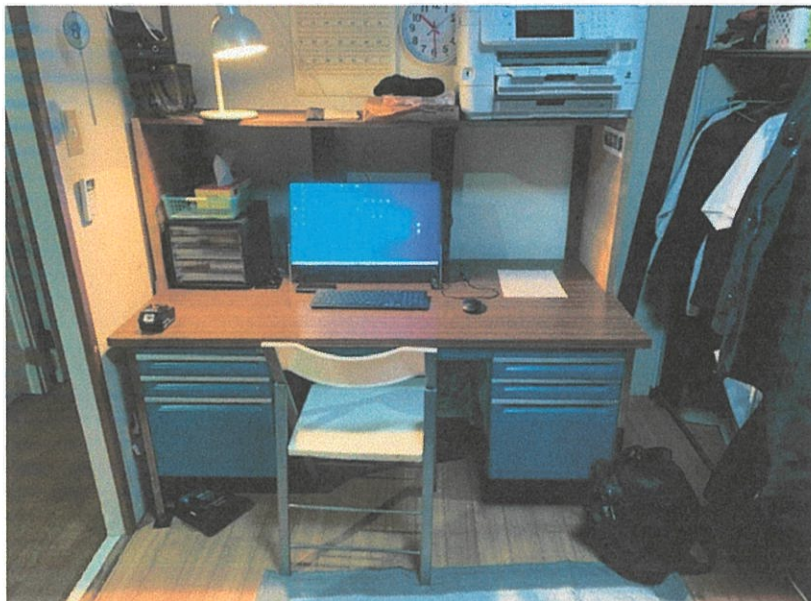
外観



場 所

撮影個所・状況

外観



場 所

撮影個所・状況

内観

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 稲富設備
 住所 〒631-0806 奈良県奈良市朱雀5-1-1-56-104
 代表者氏名 稲富 将人
 電話番号 0742-72-0166
 FAX番号 0742-72-0166
 メールアドレス inatomisetsubi@outlook.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 稲富設備
住 所 奈良市朱雀五丁目1番地の1
平城朱雀第2住宅56-104
代表者氏名 稲富 将人



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	稲富設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
稲富 将人	第240313号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二四〇三一二号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 稲富 将人

昭和五十六年五月十九日生

水道法(昭和五十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十九年二月二十日

厚生労働大臣 柳澤 伯 夫

